

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案新旧対照条文

目 次

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第七条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（附則第八条関係）	7
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）（附則第九条関係）	9
○ 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）（附則第十条関係）	10
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）	12
○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（附則第十二条関係）	13
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十三条関係）	14
○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	16
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）（附則第十六条関係）	17
○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）（附則第十七条関係）	19

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（附則第七条関係）

改 正 案

現 行

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと/orする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽホ (略)

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二百二十九号）

（第二条から第六条までの罪）

トヽカ (略)
三 ()
四 (略)

(營業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと/orする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽホ (略)
(新設)

ヘ ワ (略)
三 ()
四 (略)

(營業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、

ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（営業の停止等）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（処分移送通知書の送付等）
第三十一条の六 （略）

リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（営業の停止等）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（処分移送通知書の送付等）
第三十一条の六 （略）

前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

三（略）

（営業の停止等）

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介

営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

三（略）

（営業の停止等）

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介

営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて當む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関するこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(处分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により处分移送通知書が送付されたときは、当該处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて當む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関するこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(处分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により处分移送通知書が送付されたときは、当該处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3
（略）

（興行場営業の規制）

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に関する、刑法第一百七十四条若しくは第一百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3
（略）

（興行場営業の規制）

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に関する、刑法第一百七十四条若しくは第一百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

た場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

部の停止を命ずることができる。

た場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（附則第八条関係）

改正案

現行

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二条から第六条までの罪の被害者

②（略）
④（略）

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

②（略）
④（略）

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

②
④
（略）
（略）

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

②
④
（略）
（略）

改 正 案

現 行

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一（四）（略）

五 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二章に規定する罪

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一（四）（略）
(新設)

号 第二

○ 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）（附則第十条関係）

改 正 案

（没取）

第二十四条の二 （略）

家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

（没取）
第二十四条の二 （略）
（新設）

現 行

一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを複写したもの又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物

3 没取は、その物が本人以外の者に属しないときに入る。ただし、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知って第一項の物を取得し、又は前項の物を

2| 没取は、その物が本人以外の者に属しないときに入る。但し、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知ってその物を取得したときは、本人以外の者

保有するに至ったときは、本人以外の者に属する場合であつても、これを没取することができます。

に属する場合であつても、これを没取することができます。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一（五十）九（略）</p> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物 に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の 消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一（五十）九（新設）（略）</p>

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
別表第三（第六条の二関係） 一九十二（略）	別表第三（第六条の二関係） 一九十二（新設）（略）
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収 物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録 の消去等に関する法律（令和五年法律第二号） 第三条第二項（不特定又は多数の者に對する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪	

○

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成十五年法律第八十三号))

(附則第十三条関係)

改 正 案

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百八十二条、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第二号)第二条から第六条までに規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三(七) (略)

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

現 行

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百八十二条、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三(七) (略)

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

ンターネット異性紹介事業に関する法律に規定する罪等（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2
（略）

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条
（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪等を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4
（略）
二・三
（略）

ンターネット異性紹介事業に関する第八条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2
（略）

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条
（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第一百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4
（略）
二・三
（略）

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）

	改 正 案	現 行
<p>4 5 6 （略）</p> <p>四 ・ 五 （略）</p>	<p>（定義） 第二条　（略）</p> <p>3 2　（略） この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　刑法第一百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第四号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>（定義） 第二条　（略）</p> <p>3 2　（略） この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　刑法第一百八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p>
<p>4 5 6 （略）</p> <p>四 ・ 五 （略）</p>		

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）（附則第十六条関係）

改 正 案

現 行

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

（略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

（略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事

第二次二百七十二条の次に次の二条を加える。
口 児童買春の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事

件

(略)

第二百七十二条の次に次の七条を加える。

第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めることは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

(略)

件

るときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

(略)

件

るときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求める

○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）（附則第十七条関係）

改 正 案

現 行

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第三百二十一条の二の次に次の二条を加える。
第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他的事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることがで
きる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機會を与えて尋問する機会を与えなければならない。
一次に掲げる者

イ （略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第三百二十一条の二の次に次の二条を加える。
第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他的事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることがで
きる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機會を与えて尋問する機会を与えなければならない。
一次に掲げる者

イ （略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

(略)
関する法律第二条から第六条までの罪の被害者